

国民年金について

●国民年金制度とは

國民年金は、農業や商業を営んでいたり、人やサービス業等で厚生年金の適用のない所で働いている人と、その家族など、いわゆる他の公的年金制度から年金保険のない人のための年金制度（拠出制）として昭和三十六年から発足しました。加入対象者は二十歳から五十九歳までの日本国民で、厚生年金等の年金制度に加入していない人、また他の年金制度から年金が受けられる資格もない人で、これらの人々が年をとつたり、障害者となったり、夫の死亡により母子世帯となつた場合に年金を支給することを

ところで、国民年金が発足した当時、五十歳をこえていた人（明治

●国民年金の事務

国民年金制度の実施は、政府が責任をもつて行つており、その事務は、社会保険庁、都道府県の国民年金課及び社会保険事務所並びに市区町村役場でおこなつています。国民年金の各種の届出や相談は、住所地の市役所が窓口となつておられますので、電話による質問、来庁の上相談なり、係は出来るだけわかりやすく説明致しますので気軽にお出掛け下さい。国民年金はあなたのお後の生活保障です。納めてより高い年金の給付を受けましょう。

ことしも五月に国民年金法が改正されて、つぎのような改善が行なわれました。

は一級の場合で月額四九、七九二円(同二級が月額三九、八三三円)に引き上げられました。これらの改善された年金が受け取れるのは六月、七月、八月の各月分が支払われる九月の支払期日からです。

国民年金が改善されまし

1 拠出年金
拠出年金については、七月から三・四%の物価スライドが実施されました。その結果、①老齢年金の二十五年年金は月額三九、二三五円②十年年金は月額二四、七四二円③五年年金は月額一八、一〇八円（八月から同二〇、一〇八円）になりました。また、④障害年金

福祉年金については、八月から①老齢が月額二〇、〇〇〇円②障害一級が月額三〇、〇〇〇円③同二級が月額二〇、〇〇〇円④母子、準母子が子ら一人の場合月額二六〇〇円に引き上げられます。これが受け取れるのは、この十一月に支払われる分からです。

●国民年金制度には拠出制の年金と福祉年金

年金制度は、年が若く働けるときに保険料を納め、年をとったときや万一のときには備えるものです。ですから、年金を受けるためには所定の資格期間を満たしていなければなりません。これによつて受け取れる年金を拠出年金と呼んでいます。拠出年金には、

①必ず加入しなければならない「当然加入」

②本人の希望によって加入できる



災害にそなえて

本格的な夏が来て今年もまた台風や洪水が心配される季節になりました。西日本などで早くも梅雨前線の影響による集中豪雨で大きな被害が出ています。「災害は忘れた頃にやつてくる」といわれています。災害を未然に防ぎ、被害を最少限にいくとめるためには、日頃の準備と心構えが大切です。もし災害が発生した場合、市ではつぎに示す場所を避難場所に指定してありますので、しっかりとおぼえておきましょう。

境公民館	東桂中學校屋體	一五〇人
十日市場公民館	長泉院本堂	一五〇人
光照寺本堂	都留第一中學校屋體	一五〇人
谷村第二小學校屋體	都留文大附屬小屋體	二〇〇人
禾生第一小學校屋體	都留第一中學校屋體	一五〇人
禾生第二小學校	禾生第一小學校屋體	一五〇人
保養院本堂	旭小學校	五〇〇人
旭小學校	都留第二中學校屋體	五〇〇人
与繩養蚕實行組合	都留第二中學校屋體	一〇〇人
長生寺本堂	宝小學校講堂	五〇〇人
上大幅青年會館	金井用津院本堂	一〇〇人
宝小學平栗分校	宝小學平栗分校	五〇人